

令和元年第1回柳津町議会臨時会会議録

令和元年5月20日第1回柳津町議会臨時会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 岩 淵 清 幸	5番 田 崎 信 二	10番 鈴 木 吉 信
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	11番 伊 藤 昭 一
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

町長の説明について

会津若松地方広域市町村圏整備組合の議員の選挙について

議会運営委員会副委員長の互選結果の報告について

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて

議案第54号 工事請負契約の締結について

議案第55号 パソコン機器の購入について

議案第56号 スクールバスの購入について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第4号 専決処分の報告について

報告第5号 専決処分の報告について

令和元年第1回柳津町議会臨時会会議録

第1日 令和元年5月20日（月曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 岩 淵 清 幸	5番 田 崎 信 二	10番 鈴 木 吉 信
2番 磯 目 泰 彦	7番 菊 地 正	11番 伊 藤 昭 一
3番 伊 藤 純	8番 齋 藤 正 志	

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町 長 井 関 庄 一	建設課長 菊 地 淳 一
副 町 長 矢 部 良 一	保育所長 佐 藤 清 子
総 務 課 長 金 子 佳 弘	教 育 長 神 田 順 一
出 納 室 長 杉 原 満	教 育 課 長 横 井 伸 也
町 民 課 長 新井田 理 恵	公 民 館 長 天 野 美 穂
地域振興課長 鈴 木 秀 文	

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 舩 木 慎 弥 主 査 鈴 木 貴 雄

5. 会議事件は次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	町長の説明について
日程第4	会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員の選挙について
日程第5	議会運営委員会副委員長の互選結果の報告について
日程第6	議案第52号 専決処分の承認を求めることについて
日程第7	議案第53号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第 8 議案第 5 4 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第 5 5 号 パソコン機器の購入について
- 日程第 1 0 議案第 5 6 号 スクールバスの購入について
- 日程第 1 1 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 2 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 3 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 4 報告第 5 号 専決処分の報告について

◎開会及び開議の宣告

○議長

ただいまから、令和元年第1回柳津町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。（午前11時00分）

5月7日付けで、小林 功君、田崎為浩君、両名より議員辞職願が提出されましたので、会議規則第99条の規定により同日議員辞職許可をいたしましたので報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により指名いたします。

8番 齋藤正志君、10番 鈴木吉信君、1番 岩渕清幸君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会において本日1日間と協議願ったところですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定いたしました。

◎町長の説明について

○議長

日程第3、町長の説明について。

町長の挨拶と、提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

本日、令和元年第1回柳津町議会臨時会を招集いたしましたところ、農繁期のお忙しい中
ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、5月1日に新元号「令和」となりまして、初めての議会となります。皆さんもご存
じとは思いますが、「令和」とは、日本に現存する最も古い和歌集、万葉集から採用された
ものであり、人々が美しく心を寄せ合う中で、人を大切に思うことや、見事に咲き誇る梅の
花のように、国民一人一人が明日への希望の花を大きく咲かせられるようにと願いが込めら
れているそうであります。

さて、柳津町にとりましても、様々な課題はございますが、平和で穏やかに過ごすことが
でき、世代を超えてお互いに支え合い、次代を担う子供たちに夢を若者に希望を与えられる
よう取り組んでまいります。新しい時代の始まりに気持ちも新たに議員の皆様とともに、
町の将来への夢と希望の実現に向けて、さらに邁進してまいりたいと、そのような考えでお
りますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本議会に提案いたします案件は、専決処分の承認を求める案件2件、工事請負契約
の締結に関する案件1件、パソコン機器の購入に関する案件1件、スクールバスの購入に関
する案件1件、専決処分の報告に関する案件4件、以上の9件であります。

議員の皆様には、慎重審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇ ◇ ◇

○議長

これから議会構成の一部を変更いたしますので、執行部の皆様にはしばらくの間、退席を
願います。（午前11時05分）

（執行部退席）

◎会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員の選挙について

○議長

日程第4、「会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員の選挙について」を議題とい
たします。

お諮りいたします。

日程第4、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員の選挙については、地方自治法
第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

議長指名の報告をいたします。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員に、田崎信二君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました田崎信二君を当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、田崎信二君を当選人と決定いたしました。

ただいま会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員に当選されました田崎信二君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規程により、告知いたします。

田崎信二君に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員の承諾及び就任のご挨拶をお願いします。

○田崎信二議員（登壇）

ただいま、議長よりご指名をさせていただきました田崎でございます。何分若輩者でありまして、初めての経験でもありますので、皆様方にご協力なりご指導をいただき、残任期間9カ月という中で、一生懸命務めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

◎議会運営委員会副委員長の互選結果の報告について

○議長

日程第5、「議会運営委員会副委員長の互選結果の報告について」を議題といたします。

お諮りいたします。「議会運営委員会副委員長の選任について」は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において、次のとおり決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

議会運営委員会副委員長、齋藤正志君。

以上のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長

ここで暫時休議いたします。執行部の皆さんが入場いたしましたら議事を再開します。

(午前11時10分)

(執行部入場)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時11分)

◇

◇

◇

◎議案の審議

議長

日程第6、議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年4月1日に施行された地方税法等の一部改正に伴い、柳津町税条例の一部を改正する必要があるため、専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」、補足して説明いたします。

2ページをお開きください。

柳津町税条例の一部を改正する条例、柳津町税条例の一部を次のように改正する。

初めに、『第34条の7』からその3段下の『の7第11項』に改める』につきましては、ふるさと納税のうち、総務大臣が控除の対象となる要件を満たす都道府県を指定する法改正に伴う項ずれ及び字句の改正を行うものでございます。

その下、『附則第7条の3の2第1項中』から3段目下の『同項を同条第2項とする。』につきましては、住宅ローン控除の期間を延長し、現行制度と同じ範囲内で控除することとする法改正に伴う項ずれ及び字句の改正を行うものでございます。

その下、『附則第7条の4中』から下から5行目の『「において」を「には」に改める。』につきましては、ふるさと納税の控除対象となる旨の通知を請求することができる条文についても、控除対象となる要件を満たすものと定める法改正に伴う項ずれ及び字句の改正を行うものでございます。

その下、『附則第10条の2第5項中』から次の3ページの中ほどにあります『「附則第15条第42項」を「附則第15条第45項」に改める。』につきましては、固定資産税のわがまち特例に福島県帰還環境整備・熊本地震等による特例が追加されることによる項ずれの改正を行うものでございます。

その下、『附則第10条の3中』から翌4ページの『(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日』につきましては、高規格堤防の整備に係る住民の移転をした者の固定資産税の特例に関する規定第6項に追加することによる項ずれの改正を行うものでございます。

その下、『附則第16条第1項中』から中ほどにあります『附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。』ものでございますが、これはグリーン化による重課税率適用となる軽自動車についての改正による項の削除及び字句の改正を行うものでございます。

その下の『附則第22条第3項中』からその下4段目まで『「特定仮換地等に」に改める。』ものにつきましては、東日本大震災による固定資産税の特例について字句の改正を行うものでございます。

平成31年4月1日にほとんど施行となりますが、ふるさと納税の寄付金控除に係る箇所については、令和元年6月1日からの施行となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号「専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第7、議案第53号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第53号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成31年4月1日に施行された地方税法等の一部改正に伴い柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

それでは私のほうから、議案第53号「専決処分の承認を求めることについて」補足してご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

専決第6号「柳津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。

今回の柳津町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正により、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、柳津町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

『第2条第2項ただし書き中』については、国民健康保険税の基礎課税に係る課税限度額を「58万円」を「61万円」に引き上げ改正するものであります。

『第23条中』については、前の『第2条第2項ただし書き中』と同様に、国民健康保険税の基礎課税に係る課税限度額を「58万円」を「61万円」に改め、『同条第2号中』については、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減の算定において被保険者数に乘すべき金額を「275,000円」を「28万円」に引き上げ改正し、『同条第3号中』については、2割軽減の所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を「50万円」を「51万円」に引き上げ改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日、この条例は平成31年4月1日から施行し、適用区分、改正後の柳津町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例とするものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第53号「専決処分の承認を求めることについて」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第8、議案第54号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第54号「工事請負契約の締結について」提案理由の説明をいたします。

本案は、町営住宅建設工事請負契約の締結について、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

議案第54号「工事請負契約の締結について」補足してご説明を申し上げます。

9ページをお開きください。町営住宅建設工事につき、下記のとおり請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

- 1 契約の対象 町営住宅建設工事
- 2 契約金額 金7億1,500万円
- 3 契約の相手方 福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下177番地
滝谷建設工業株式会社
代表取締役 田中 智仁
- 4 契約の方法 指名競争入札

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第54号「工事請負契約の締結について」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第9、議案第55号「パソコン機器の購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第55号「パソコン機器の購入について」提案理由の説明をいたします。

本案は、パソコン機器の購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第55号「パソコン機器の購入について」補足して説明申し上げます。

パソコン機器の購入につき、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- | | | |
|---------|------------|-----|
| 1 購入の対象 | デスクトップパソコン | 46台 |
| | ノートパソコン | 71台 |
| | キーボード | 51個 |

マウス 122 個

モニタ 5 台

ソフトウェアライセンス 129 台分

2 契約金額 金1,188万円

3 契約の相手方 福島県会津若松市中央一丁目3番46号
有限会社 関ビジネス
代表取締役 佐藤 悦弥

4 契約の方法 指名競争入札

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第55号「パソコン機器の購入について」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第10、議案第56号「スクールバスの購入について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第56号「スクールバスの購入について」提案理由の説明をいたします。

本案は、スクールバスの購入契約を締結したいので、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、教育課長より説明をさせますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（登壇）

議案第56号の「スクールバスの購入について」補足説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

本スクールバスの購入は高森線のバスであります。本路線は公共交通機関としての会津乗合バス運行路線外であるため、柳津町の町民バスとして、スクールバス機能と一般住民利用機能を兼ね備えた形の運用を行っております。購入路線の現有バスは、平成21年7月に購入し、購入後10年を経過いたしますが、5月11日現在で走行距離は約39万キロでございます。また経年劣化により、年々修繕費がかさむ傾向となっており、さらにスクールバスとして安全性が担保できない状況となりつつあることから、車両更新し、遠距離通学児童生徒の通学条件の緩和を図っていくものでございます。

スクールバスの購入につきましては、下記のとおり購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記

- 1 購入の対象 スクールバス（29人乗り）、こちら四輪駆動になります。
- 2 契約金額 金979万7,844円
- 3 契約の相手方 福島県河沼郡会津坂下町大字福原字長泥8番地
株式会社平和総合企業
代表取締役 杉原 稔
- 4 契約の方法 指名競争入札

以上で議案第56号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

10番、鈴木 吉信君。

○10番

ただいま、教育課長から説明があったわけなんです、高森地区の道路状況というものは知っています。4WDが必要ということも分かっているわけなんです、我々素人が思うのには会津若松に三菱のあれだけの大きな会社があるのに、どうしてこの坂下の平和総合企業なのか、相手方が。

それで昨年あたり長時間にわたり修理等に日数が掛かっているというような過去もあったわけなんです、坂下から車を買って修理は若松に持っていくと、そのような状況に対して不便というものを感じないのか。または、バスの運営等に対して、支障というものはないのか。それに対して伺いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

質問にお答えいたします。まず、修理の利便でございますけれども、こちらのほうにつきましては、四輪駆動の車両ということで、29人乗りのバスを製作しておりますのは、三菱ふそうのみでございます。その中で、この車両を取り扱える店といたしましては、当町に入札参加資格を提出している中から確認しております中で3社ございました。その中で競争入札でございまして、請負ということで、一番安価な業者が平和総合企業でございました。

そしてその修理の内容ですけれども、程度によってはその請負の業者のほうで修繕は可能かと確認はしております。しかしながら、そういった特別な部品等を使用しております。コンピューター回路など、そういったものについては、ディーラーからの直接のメンテを受ける可能性もあるということで、代車において臨時便という形では、代用品という形ではしんではおるわけですけれども、それなりに必要な時間は費やしてしまうところがございますので、そこにつきましては、日常の運営する上での定期的な点検でございますので、そういったところでは点検の徹底、そしてこちらからの指示ということでさせていきたいとは考えております。

あと、その修繕に係る費用関係等でございますけれども、実際、購入してからというところになれば、費用経費は説明できますが、四輪駆動という特殊な車両でもございますので、先ほど申し上げました定期的な点検、これを重視して、しっかりと維持管理に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長

10番、鈴木 吉信君。

○10番

さっきも言ったとおり、高森地区、まあ琵琶首線、これは四輪駆動というものが必要な部分も分かっています。ただ昨年の状況を見るならば、車は修理に対して若松の会社になる。それに対して、何か月間も、我々が見た限りでは、仙台ナンバーのリースの車を当てて、そのまま営業をしているという形になったわけなんです。

また運転手さんの話を聞くならば、これも4WDだからどうしようもないのかなと思うのですが、三菱の車というものは本当に冷暖房、そういうものに対しての、モーターが悪いのか何が悪いのか機器が悪いのか、本当にこれが弱くてすぐ修理を必要とする。そのような、これ欠陥かどうか分からないんですけれども、そのような状況に現状あるわけなんです。

そういうものに対して、業者に対して、このような場合に対しては、率先して直す体制というものを整えた上で、入札に参加またはそのような必要というものを十分に分かっていたいて、この車等の修理に当たっていただきたい。それは力強く話をさせていただいて、昨年のような状況というものを発生しないような対応をすべきなんだろうと思っています。

その辺、よろしくお願したい。そのように思っています。

○議長

教育課長。

○教育課長

今おただしの内容にございましたけれども、厳しく監視していただきたいと、指導いただきたいということでございましたので、今回、請負業者決定するわけですが、今後の管理指導、そしてメンテナンスということで厳しく指導していきたいと思います。また、こちらのほうでも監視の目を向け、しっかりと維持管理してまいります。

以上です。（「はい、お願します」の声あり）

○議長

よろしいですか。（「はい、いいです」の声あり）

他にございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第56号「スクールバスの購入について」を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第11、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。（サイレンの音が聞こえてきた）

少々お待ちください。（午前11時39分）

小巻地区、火災の警戒ということです。

○議長

議事を再開します。（午前11時40分）

戻りますが、日程第11、報告第2号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第2号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本報告は、平成31年1月10日、柳津町大字砂子原字北ノ沢地内、町道長坂砂子原線内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせますので、よろしく申し上げます。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第2号につきまして、補足してご説明申し上げます。

13ページをお開きください。

専決第2号「損害賠償の額の決定及び和解について」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解する
ものでございます。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 新潟県新潟市東区山木戸2丁目7-39 木村第五ビル302

氏名 初見 春男

2 事故の概要でございますが、

平成31年1月10日、柳津町大字砂子原字北ノ沢地内、町道長坂砂子原線内において、
除雪ドーザが圧雪除雪作業中に相手方所有の自動車に衝突したものでございます。

3 町の損害賠償額 金57万9,960円でございます。

4 和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確
認するものでございます。

なお、平成31年2月26日付で和解をさせていただいたところでございます。

以上であります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第12、報告第3号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第3号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本報告は、平成31年2月14日、柳津町大字柳津字二本木地内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせます。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第3号につきまして、補足してご説明申し上げます。

15ページをお開きください。

専決第3号「損害賠償の額の決定及び和解について」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県河沼郡柳津町大字郷戸字堂前乙97番地58

氏名 長谷川 隆

2 事故の概要でございますが、

平成31年2月14日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字二本木地内、町道二本木線内において、除雪ドーザが除雪作業中に相手方所有の自動車に衝突したものでございます。

3 町の損害賠償額 56万6,395円

4 和解の内容といたしまして、

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

なお、平成31年3月16日付で和解をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第13、報告第4号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第4号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本報告は、平成31年1月16日、柳津町大字柳津字下原道西地内、柳津町備蓄倉庫駐車場内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせます。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

報告第4号「専決処分の報告について」説明して補足申し上げます。

17ページをお開きください。

専決第4号和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

1、和解の相手方

住所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字上中平甲754番地1

氏名 菊地 正

2、事故の概要

平成31年1月16日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字下原道西地内、柳津町備蓄倉庫駐車場内において、相手方所有の自動車が柳津町備蓄倉庫に接触し、外壁が損傷したものでございます。

3、和解の内容

相手方は、事故に起因する損傷物の原状復旧をするものとし、一切の債権債務関係がないことを確認するということで、平成31年3月18日、和解をしているところでございます。

以上であります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第14、報告第5号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第5号「専決処分の報告について」ご説明をいたします。

本報告は、平成31年1月30日、柳津町大字柳津字下平地内、道の駅会津柳津駐車場内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明をさせます。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

報告第5号につきまして、補足してご説明申し上げます。

19ページをお開きください。

専決第7号「損害賠償の額の決定及び和解について」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字下原道東下甲546番地

氏名 佐藤 一孝

2 事故の概要でございますが、

平成31年1月30日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字下平地内、道の駅会津柳津駐車場内において、公用車が相手方所有の自動車に衝突したものでございます。

3 町の損害賠償額 44万8,600円

4 和解の内容といたしまして、

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認するものでございます。

なお、平成31年4月17日付で和解をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって、本臨時会の議事日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、以上をもって令和元年第1回柳津町議会臨時会を閉会といたします。

まことにお疲れさまでございました。(午前11時51分)

◇ ◇ ◇

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する

柳津町議会 議長 伊藤 昭一

同 議員 齋藤 正志

同 議員 鈴木 吉信

同 議員 岩渕 清幸